

改正派遣法に基づく2019年度マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により派遣元事業主(当社)は
毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と
派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開する事が義務付けられました。
(法第23条第5項による)

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

| ・マージン率 | 2019年3月1日～2019年6月30日 | |
|--------------------|---|----------------|
| 派遣労働者の数 | 13 | 人 |
| 派遣先の数 | 6 | 社 |
| マージン率 | 29.17% | |
| 労働者派遣料金 | 14,280 | 円(1日8時間当たりの平均) |
| 派遣期間中の 派遣労働者の賃金 | 10,496 | 円(1日8時間当たりの平均) |
| 教育訓練に関する事項 | 派遣業の概要・個人情報保護教育・安全衛生教育 ビジネスマナー・新人社員の教育・e-ラーニング | |

マージン率は以下の計算式で、算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

マージンには、法定福利費、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、
募集費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等)なども含まれております。

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの窓口

藤沢 派遣営業所 キャリアコンサルティング係 TEL 0466-50-9491